

京 都 大 学 国 際 科 学 イ ノ ベ ー シ ョ ン 棟 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 イノベーション棟は、京都大学（以下「本学」という。）と国内外の、<u>  </u>大学等の教育研究機関、官公庁等の公的機関、企業等の団体など産官学連携に携わるものが、同一の場所を拠点として、日常的・実効的な交流を図ることにより、京都大学を源泉とする新たな知の創造を促し、地球社会に貢献する新たな価値の創造に資することを目的とする。</p> <p>(施設)</p> <p>第3条 イノベーション棟に、次の各号に掲げる施設その他の施設を置く。</p> <p>(1) 事務室及び実験室（以下「長期使用施設」という。）</p> <p>(2) シンポジウムホール、会議室、ミーティングルーム及びラウンジ（以下「一時使用施設」という。）</p> <p>(3) ベンチャーインキュベーションセンター（以下「センター」という。）</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 イノベーション棟は、京都大学（以下「本学」という。）と国内外の大学等の教育研究機関、官公庁等の公的機関、企業等の団体など産官学連携に携わるものが、同一の場所を拠点として、日常的・実効的な交流を図ることにより、京都大学を源泉とする新たな知の創造を促し、地球社会に貢献する新たな価値の創造に資することを目的とする。</p> <p>(施設)</p> <p>第3条</p> <p>(1)</p> <p>(2) (同 左)</p> <p>(3)</p> <p><u>(4) 福利厚生施設（国立大学法人京都大学土地・建物長期貸付要領（平成16年4月1日財務担当理事裁定）第3条第1号により貸付けを行うものをいう。以下同じ。）</u></p>
<p>2 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(開館日)</p> <p>第5条 イノベーション棟（センターを除く。以下同じ。）は、次の各号に掲げる休館日を除き毎日開館する。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(3) 12月28日から翌年1月3日まで</p> <p>(4) 6月18日（創立記念日）</p> <p>(5) 8月第3週の月曜日、火曜日及び水曜日</p>	<p>2 (同 左)</p> <p>(開館日)</p> <p>第5条 イノベーション棟（センター<u>及び福利厚生施設</u>を除く。以下同じ。）は、次の各号に掲げる休館日を除き毎日開館する。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3) (同 左)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p><u>2 前項のほか、ラウンジについては、第8条第3項の規定による使用に供する日として統括管理者が定めた日に開館する。</u></p>

改正前	改正後
<p><u>2 前項</u>の規定にかかわらず、統括管理者が特に必要と認めるときは、臨時に休館又は開館することがある。</p> <p>(中 略)</p> <p>(一時使用施設の使用)</p> <p>第8条 一時使用施設は、次の各号に掲げる行事に使用するものとする。</p> <p>(1) 次条第1項の規定により長期使用施設の使用を申請し、許可を受けた者が実施する会議、情報交流会、講演会、研究会、シンポジウム、式典その他の行事</p> <p>(2) その他統括管理者が適当と認める行事</p> <p>2 前項の施設の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、統括管理者が特に適当と認めるときは、<u>開館日以外の使用又は午後9時30分までの使用時間の延長を許可</u>することがある。</p> <p>(中 略)</p> <p>(規程の変更)</p> <p>第22条 総長は、次の各号に掲げる場合には、使用責任者の同意を得ることなくこの規程を変更できるものとする。</p> <p>(1) この規程の変更が、使用責任者の一般の利益に適合するとき。</p> <p>(2) この規程の変更が、規程第2条の目的及びイノベーション棟使用の目的に反せず、かつ、イノベーション棟管理上の必要性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。</p> <p>2 (略)</p>	<p><u>3 前2項</u>の規定にかかわらず、統括管理者が特に必要と認めるときは、臨時に休館又は開館することがある。</p> <p>(一時使用施設の使用)</p> <p>第8条</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) }</p> <p>2 前項の施設の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、統括管理者が特に適当と認めるときは、<u>午前8時30分から午後9時30分までの時間の範囲においてその使用時間を延長し、又は、開館日以外に開館日の使用時間に準じてその使用を許可</u>することがある。</p> <p><u>3 第1項のほか、一時使用施設のうちラウンジについては、福利厚生施設の利用による通行若しくは滞在又は第1項に規定する行事に著しい支障を及ぼさないと認められる用途に使用することができる。この場合において、当該施設の利用に係る次条から第15条まで及び別表(一時利用施設のラウンジに係る部分に限る。)の規定は、福利厚生施設の利用者については適用しない。</u></p> <p>(中 略)</p> <p>(規程の変更)</p> <p>第22条</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) この規程の変更が、規程第2条の目的及びイノベーション棟の使用の目的に反せず、かつ、イノベーション棟の管理上の必要性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。</p> <p>2 (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後																									
(中 略)																										
別表	別表																									
1 長期施設使用料	1 長期施設使用料																									
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">長期使用施設名</th> <th style="text-align: center;">使用料_(円)_</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務室</td> <td style="text-align: center;">2, 200</td> </tr> <tr> <td>実験室</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	長期使用施設名	使用料_(円)_	事務室	2, 200	実験室		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">長期使用施設名</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務室</td> <td style="text-align: center;">2, 200円</td> </tr> <tr> <td>実験室</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		長期使用施設名	使用料	事務室	2, 200円	実験室													
長期使用施設名	使用料_(円)_																									
事務室	2, 200																									
実験室																										
長期使用施設名	使用料																									
事務室	2, 200円																									
実験室																										
備考 (略)	備考 (同 左)																									
2 一時使用施設使用料	2 一時使用施設使用料																									
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">一時使用施設名</th> <th style="text-align: center;">使用料_(円)_</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シンポジウムホール(控室を含む。)</td> <td style="text-align: center;">8, 500</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td style="text-align: center;">2, 100</td> </tr> <tr> <td>ミーティングルーム</td> <td style="text-align: center;">1, 100</td> </tr> <tr> <td>ラウンジ</td> <td style="text-align: center;">4, 100</td> </tr> </tbody> </table>	一時使用施設名	使用料_(円)_	シンポジウムホール(控室を含む。)	8, 500	会議室	2, 100	ミーティングルーム	1, 100	ラウンジ	4, 100	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">一時使用施設名</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シンポジウムホール(控室を含む。)</td> <td style="text-align: center;">12, 000円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td style="text-align: center;">4, 100円</td> </tr> <tr> <td>ミーティングルーム</td> <td style="text-align: center;">2, 500円</td> </tr> <tr> <td>ラウンジ</td> <td> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">使用責任者が本学教職員の場合</td> <td style="text-align: center;">無料</td> </tr> <tr> <td>使用責任者が本学教職員以外の場合</td> <td style="text-align: center;">7, 300円</td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table>		一時使用施設名	使用料	シンポジウムホール(控室を含む。)	12, 000円	会議室	4, 100円	ミーティングルーム	2, 500円	ラウンジ	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">使用責任者が本学教職員の場合</td> <td style="text-align: center;">無料</td> </tr> <tr> <td>使用責任者が本学教職員以外の場合</td> <td style="text-align: center;">7, 300円</td> </tr> </table>	使用責任者が本学教職員の場合	無料	使用責任者が本学教職員以外の場合	7, 300円
一時使用施設名	使用料_(円)_																									
シンポジウムホール(控室を含む。)	8, 500																									
会議室	2, 100																									
ミーティングルーム	1, 100																									
ラウンジ	4, 100																									
一時使用施設名	使用料																									
シンポジウムホール(控室を含む。)	12, 000円																									
会議室	4, 100円																									
ミーティングルーム	2, 500円																									
ラウンジ	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">使用責任者が本学教職員の場合</td> <td style="text-align: center;">無料</td> </tr> <tr> <td>使用責任者が本学教職員以外の場合</td> <td style="text-align: center;">7, 300円</td> </tr> </table>	使用責任者が本学教職員の場合	無料	使用責任者が本学教職員以外の場合	7, 300円																					
使用責任者が本学教職員の場合	無料																									
使用責任者が本学教職員以外の場合	7, 300円																									
備考 (略)	備考 (同 左)																									
	附 則 (令和6年12月総長裁定)																									
	<p>1 この規程は、令和6年12月10日から施行する。ただし、改正後の第3条第1第4号及び第5条第1項の規定は、令和6年6月27日から適用する。</p> <p>2 改正後の別表の規定は、令和7年1月1日以後の施設の使用について適用し、同日前の施設の使用については、なお従前の例による。ただし、使用責任者が本学の教職員の場合におけるラウンジの使用料に係る規定は、令和6年10月1日から適用する。</p> <p>3 前項本文の規定にかかわらず、この規程の施行の日前に使用の許可を受けた令和7年1月1日以後の施設の使用については、なお従前の例によることができる。</p>																									